

評價(ABCD)

B

省略するメリットはあるか？

使い方が勿体ない
相手方の反論として
保障範囲外との主張
をさせるべき
(内容はほぼ同じ。
1行増えるくらい
で加点が見込める)

表現内容規制の指摘
から厳格な基準への
流れはよくできてい
ます。

答案戦略として、
本問では、
明白かつ現在の危険
の基準を法令違憲の
審査の段階で用いな
いほうがベター。

↓
本問の場合、法令違
憲の主張の後、適用
違憲の主張も行う必
要がある。
LRA+明確性の原則
で法令違憲主張
「仮に」として明白
かつ現在の危険の基
準を基に合憲限定解
釈
→明白性・現在性を
否定の流れ

1 ページ

裏面へ

という両面から考えらる。

2. 本件条例は、^{2条の}10条に罰則規定を設けておらず、^{2条の}11条に「差別的意識を助長（又は誘発するおそれのある言論」という文言が不明確であり、これを主としてとらえてみる（^{憲法}21条1項、31条）。

5 (1) 条例が不明確である場合、表現活動への差別的効果防止と表現の自由との保護の衝突を案ずる。したがって、判断基準は、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為が罰を受けるかどうかに判断を可能にする基準の読みと取りかたにあり。

10 (2) 本件11条に於けると、確かにどのような市民に対する差別的意識の助長という点において、例示が示している。しかし、どのような差別的意識の助長にあたるか不明確である。さらに、差別的意識は、^{憲法}21条1項に於ける「差別的意識」に語られているものとして、少なくとも、どのような表現行為が許されるか不明確であり、通常の判断能力を有する一般人の理解において、一時的規制とともなることにより、差別的効果の程度も大なり。したがって、本件条例2条は不明確であるとい。憲法21条1項、31条に反する。

第2 本件処分の問題点

→適用違憲は法令が合憲であることが前提にあって初めて出てくる論点のはず。⇒何らかの形でカバーしておきたい。

20 1. 市長は、本件処分において、本件集会のやめを求めたのは違法と命じていると主張。これは、^{憲法}24条1項の集会の自由（^{憲法}24条1項）を制限する（^{憲法}24条1項）。

(1) 「集会とは、多数人が多数の目的をもつて集まることである」と本件条例は、^{憲法}24条1項の集会の自由（^{憲法}24条1項）を制限する（^{憲法}24条1項）という趣旨の目的をもつて、^{憲法}24条1項の集会の自由（^{憲法}24条1項）を制限する（^{憲法}24条1項）。

25 (2) 地方自治法上「公の施設」（同法244条1項）は、設置目的の適正利用については、「正当な理由」がない限り、原則として「認めない」としている（同法244条1項）。よって、本件公園は「公の施設」に反する。

30 (3) したがって、^{憲法}24条1項の集会の自由（^{憲法}24条1項）を制限する（^{憲法}24条1項）。

泉佐野市民会館事件を意識した展開
ただし憲法答案で
地方自治法を大展開
すべきかは要検討

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

とこの集会の自由の重要性と、当該集会が開催されることにより侵害
を受けることのある他の基本的な権利の内容・発生・危険性の程度等を
考慮して決せらるべきである。(★)

(1) ~~本件は~~ 本件に於ける集会の自由の保障の意義は、表現の
自由の一形態としての保障することにより、個人の尊厳の確立と民主政
社会の維持を図るという意味で、重要性は高いといえる。他方、確かに
本件公園はT市の繁華街の中心部に位置し、本件集会により争執
等が生じた場合、当該母子や若者等の身体等の利益が損なわ
れることも考えうる。しかし、本件公園はA国中身の労働者や家族が
通常居住する市営住宅から遠く離れていること、本件集会に悪影響
を及ぼす手段をとっていないことを考えれば、土壌の汚染等の危険性の発生
の~~おそれ~~ 差し迫っていること、身体的 明白な害 の発生
具体的に予想されるとはいえない。

したがって、本件集会は、憲法21条1項に反する。

(4) 本件に於いて、本件集会では、A国人を「シロ」^①と発言
しており、これは個人としての尊厳を受ける権利に侵害
を受けること、この発言は発言者を含む集会は、同法21条1項の保障外に
あるという反論がより得る。

この点について、国や地方公共団体において、集会等の思想内容
に基づいてその権利を制限することは、表現の自由市場の萎縮的效果を
生ずることになるため、このような制限は適切ではないという
再反論が考えられる。

以上

(★)に、以下を挿入。

具体的には、集会が開催されることにより、人の生命、身体又は財産が
侵害され、公共の安全が損なわれる明らかな差し迫った危険の発生が具体的に
予想される場合に限られる。

答案冒頭で既に
解決済ではないか？

・よく勉強されていることが伺われる答案でした。

答案戦略として学習した内容をどのように調理するかを適宜検討できるようになれば上位答案が堅い科目となりそうです。

・表現内容規制の場合に内容中立規制よりも厳格に審査すべきという視点自体は正しいです。

本問のように答案戦略上、「決め打ち」が使いつらい場面での立ち回りを意識できればなおよいでしょう。